

令和5年度 平塚市住居表示審議会 次第

日 時 令和5年 8月 2日 (水)
10:00 ～ 11:00

場 所 平塚市役所本館619会議室

1 開 会

2 平塚市住居表示審議会委員就任者への委嘱状交付

3 正副会長の選出

4 諮問事項

- (1) 旭地区第2次住居表示実施地区（徳延・纏・河内）の市街地区域の設定について
- (2) 住居表示の方法について

5 その他

6 閉 会

平塚市住居表示審議会 資料
令和5年（2023年）8月2日（水）10：00～

令和5年度 平塚市住居表示審議会

平塚市 都市整備部 都市整備課

諮問事項

旭地区第2次住居表示実施地区

（徳延・纏・河内）について

議案第1号「市街地区域の設定」

議案第2号「住居表示の方法」

1 議案第1号

「市街地区域の設定」について（諮問）

このことについて、平塚市住居表示審議会規則第2条の規定に基づき、次のとおり諮問いたします。

市街地の区域については、別図のとおりに定める。

【議案第1号 市街地区域の設定】

○住居表示に関する法律（抜粋）

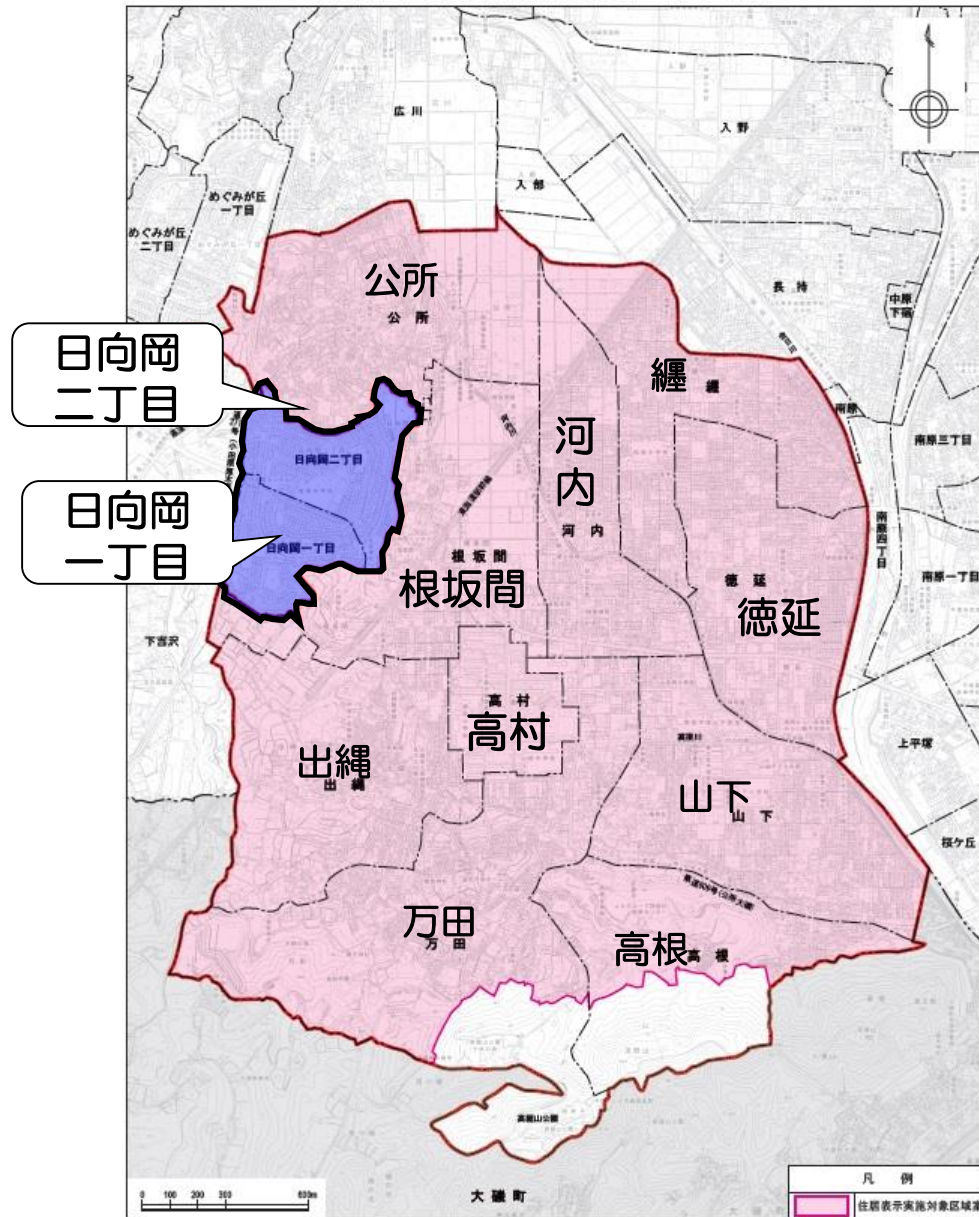
（住居表示の実施手続き）

第3条第1項

市町村は、前条に規定する方法による住居表示の実施のため、議会の議決を経て、市街地につき、区域を定め、当該区域における住居表示の方法を定めなければならない。

【議案第1号 市街地区域の設定】

旭地区住居表示実施対象区域図（案）



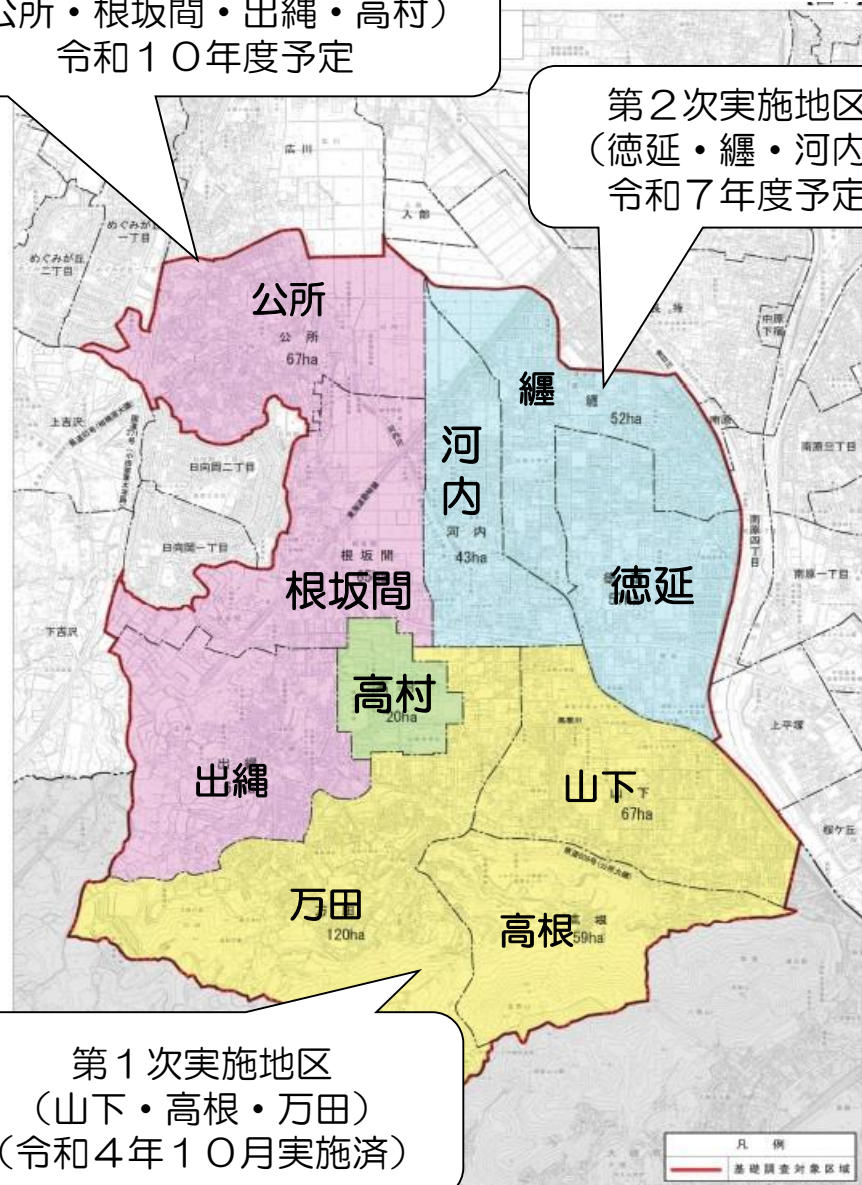
《旭地区の住居表示について》

- 平成8年度頃から住居表示の実施について、旭南・北の両連合自治会に対して地域としての検討の協力を要請
- 平成29年度16の自治会長から構成される検討準備会を組織し、検討を開始
- 検討内容は、住居表示を実施する区域や新しい町の区域、町名について
- 実施対象区域は、実施済みの日向岡一丁目、二丁目、高麗山公園を除く、**旭地区の10大字を3回に分けて実施**

【議案第1号 市街地区域の設定】

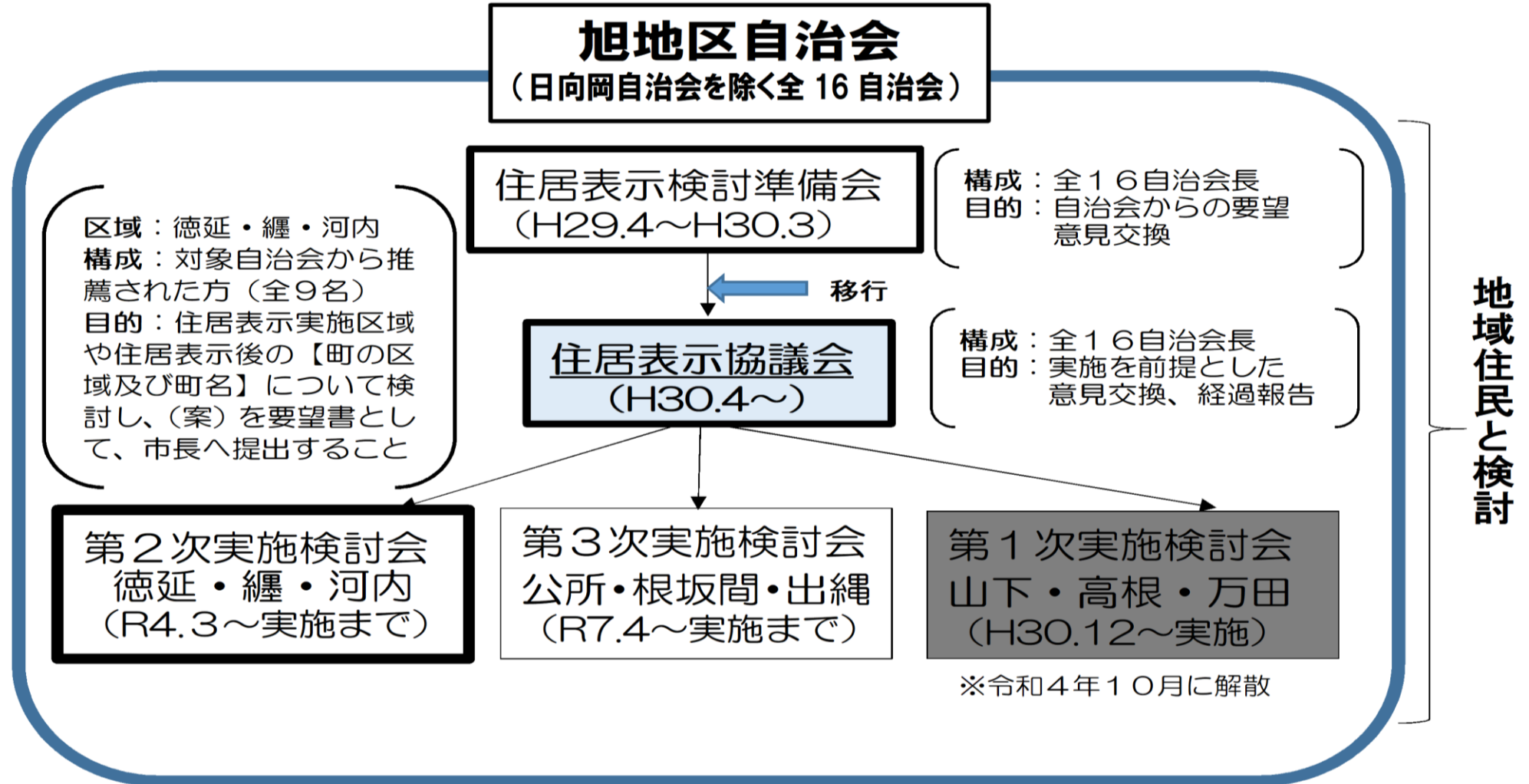
旭地区第1次（実施済み）から第3次までの実施スケジュールは 以下のとおりです。

	大字名	実施予定年度
(旭地区) 第1次	山下 高根 万田	令和4年度 ※実施済 (令和4年(2022年)10月17日(月))
第2次	徳延 纏 河内	令和7年度予定
第3次	公所 根坂間 出縄 高村(※)	令和10年度予定 ※高村については、UR都市機構による平塚高村団地再生事業の進捗により、第3次実施区域に含めることとなります。



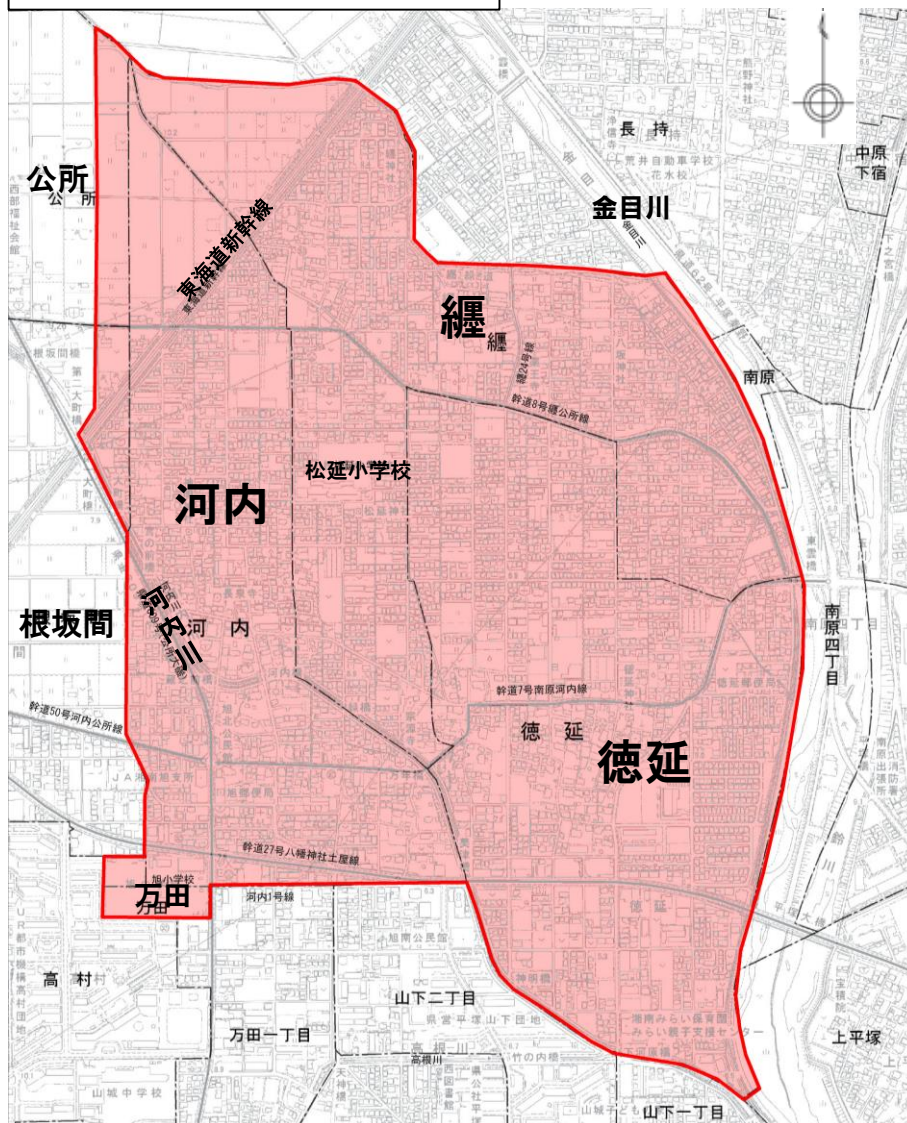
【議案第1号 市街地区域の設定】

○住居表示の実施に伴う地域の取り組み



【議案第1号 市街地区域の設定】

(別図) 市街地区域の設定



- 徳延・纏・河内はその全域を区域に含める。

※市街化区域だけではなく、その周辺の市街化調整区域についても状況により実施する。

- 旭小学校の敷地（万田及び根坂間の一部）を含める。
- 根坂間及び公所の一部を含める。

※大字界が変更となる地域の意見は十分に反映する。

【議案第1号 市街地区域の設定】

旭地区第2次住居表示実施検討区域



旭地区第2次住居表示実施検討区域（概要）

・広さ：約162.5ha

徳延	纏	河内	公所	根坂間	※万田
約57ha	約53ha	約46ha	約3ha	約2.5ha	約1ha

※河内への編入を予定し、旭地区第1次（山下・高根・万田）住居表示実施時に実施しなかった土地の面積。

・人 口：約13,840人
世帯数：約5,910世帯

徳延	纏	河内	根坂間
約5,500人	約4,800人	約3,400人	約140人
約2,300世帯	約2,050世帯	約1,500世帯	約60世帯

（令和5年4月現在）

2 議案第2号

「住居表示の方法」について（諮問）

このことについて、平塚市住居表示審議会規則第2条の規定に基づき、次のとおり諮問いたします。

住居表示の方法については、平塚市住居表示整備事業実施要綱第3条のとおり、街区方式とする。

【議案第2号 住居表示の方法】

○住居表示に関する法律（抜粋）

（住居表示の実施手続き）

第3条第1項

市町村は、前条に規定する方法による住居表示の実施のため、議会の議決を経て、市街地につき、区域を定め、当該区域における住居表示の方法を定めなければならない。

【議案第2号 住居表示の方法】

○住居表示に関する法律（抜粋）

（住居表示の原則）

第2条

市街地にある住所若しくは居所又は事務所、事業所その他これらに類する施設の所在する場所を表示するには、都道府県、郡、市、区及び町村の名称を冠するほか、街区方式、道路方式のいずれかの方法によるものとする。

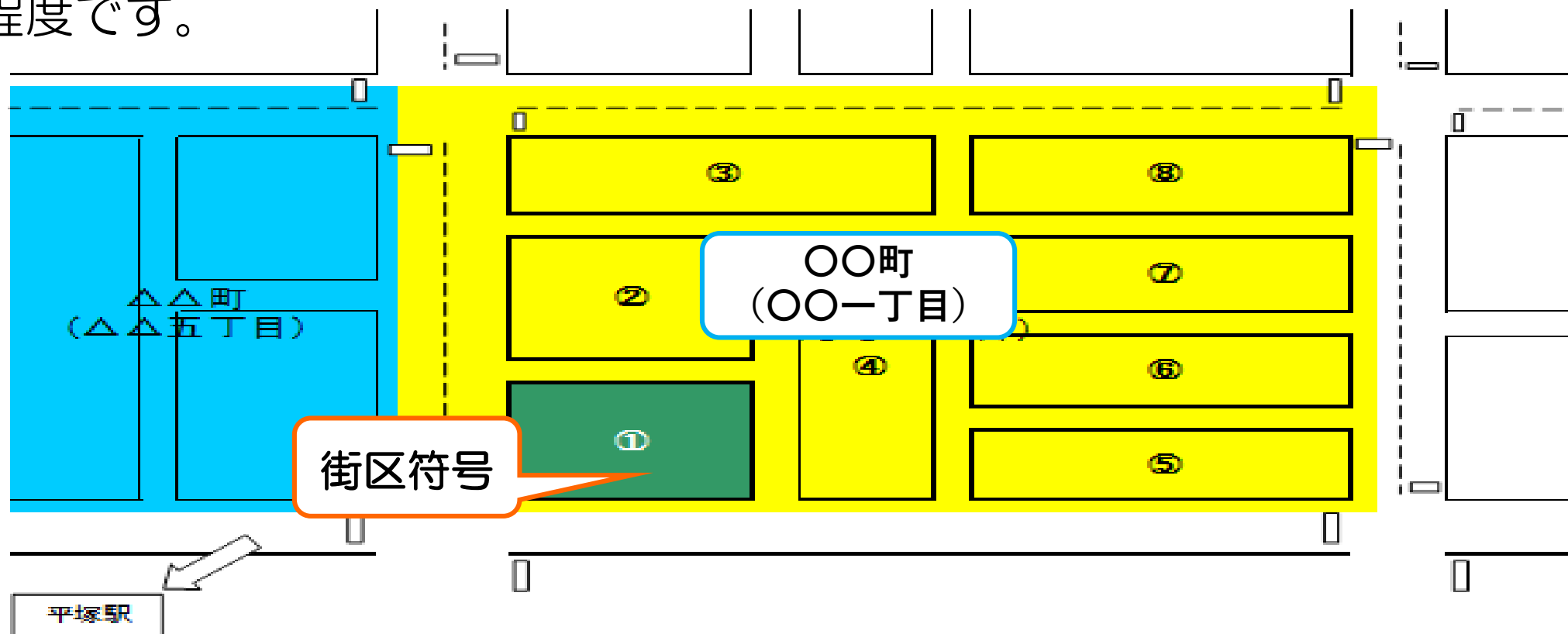
※平塚市住居表示整備事業実施要綱第3条にて、平塚市では街区方式と定めている。

【議案第2号 住居表示の方法】

1. 街区方式とは・・・

道路や河川等の恒久的な施設で区画し、ひとつの街区とします。

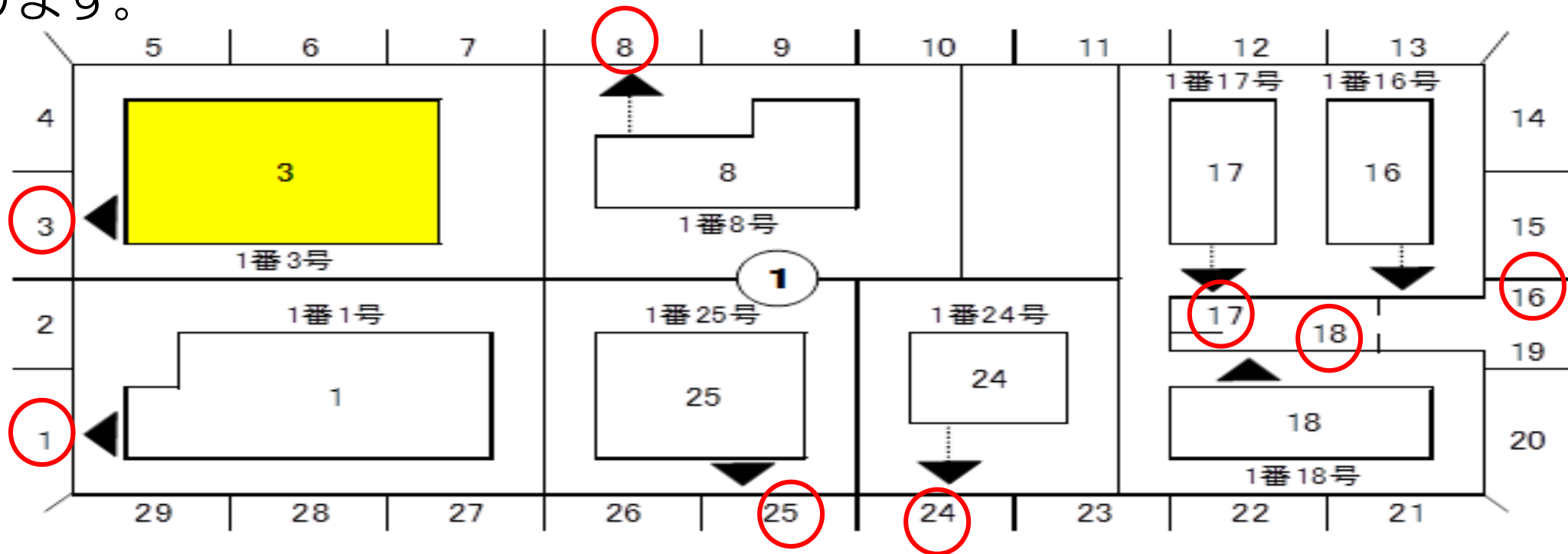
基準位置の平塚駅に最も近い街区から、順に街区符号（〇〇番）をつけます。街区の大きさは概ね3,300～6,600平方メートル、戸数は30戸程度です。



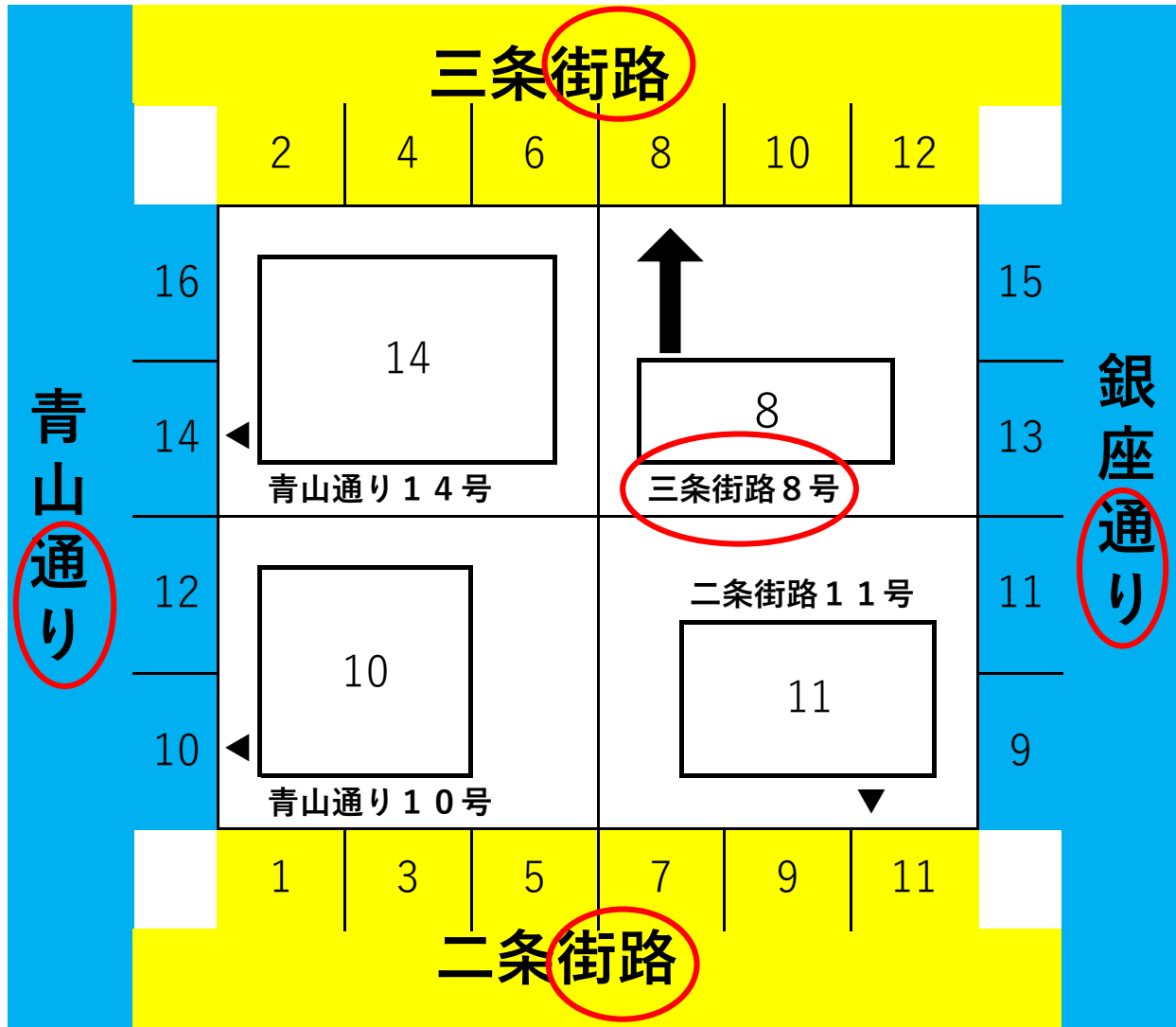
【議案第2号 住居表示の方法】

2. 街区方式による住居番号（○番口号）の考え方

街区の周囲を基準位置の平塚駅に最も近い角から、規則的に10m間隔で区切り、右回りに基礎番号（フロンテージ）をつけます。住居番号（○番口号）は、基礎番号と建物の主な出入り口（下図▲）が接する番号となります。



【議案第2号 住居表示の方法】



3. 道路方式とは・・・（参考）

隣接した道路で区分し、道路の名称を冠して住居番号をつけます。例えば、東西道路を●●街路、南北道路を◆◆通りとします。また、西側を奇数、東側を偶数とする方法があります。

欧米等の海外で見られる方式ですが、国内の採用事例はほとんどありません。

3 その他

(1) 今後のスケジュール

【今後のスケジュール（予定）】

年度	月日等	大神・吉際地区	旭地区（第2次）
令和5年度 (2023年度)	8月2日		住居表示審議会 〔市街地区域の設定 住居表示の方法〕
	10月	<u>住居表示実施</u> (10月16日)	
	12月		議会へ上程 〔市街地区域の設定 住居表示の方法〕
令和6年度 (2024年度)	6月		住居表示審議会 〔町の区域及び町名、期日〕
	8月		公示 (変更請求期間 30日)
	12月		議会へ上程 〔町の区域及び町名、期日〕
令和7年度(2025年度)			<u>住居表示実施</u>